

瀬戸内市内の事業者の皆さまへ

瀬戸内市 新型コロナウイルス感染症対策 事業継続融資利用支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業継続のために制度融資を受けている瀬戸内市内の事業者に対し、支援金を給付します。

【 給付額 】

1事業者につき 10万円

【 対象者 】

次の(1)(2)の要件を満たしている事業者

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対応した制度融資を受けた事業者
- (2) 瀬戸内市内に主たる事業所があること

※ 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※ 「主たる事業所」とは、法人の場合は本店、個人の場合は事業実態のある事業所をいう。

【 申請期間 】

令和2年8月3日から令和3年1月29日まで

【 申請方法 】

次の①から④までの書類を揃えて、下記の申請窓口へ郵送してください。

- ① 給付申請書
- ② 融資を受けたことを証する書類の写し
- ③ 誓約書
- ④ 申請者名義の口座通帳の写し

※ 給付申請書の様式は市ホームページからダウンロードできます。

※ 申請書の持参も可としますが、窓口での混雑を避けるため、郵送での申請にご協力ください。

※ 給付申請書は、本庁舎、各支所、出張所、瀬戸内市商工会でも配布しています。

【 申請窓口 】

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300番地1
瀬戸内市役所 産業建設部 産業振興課

Q & A

Q. 新型コロナウイルス感染症に対応した制度融資とは？

A. 新型コロナウイルス感染症特別貸付
新型コロナウイルス対策マル経資金
新型コロナウイルス感染症対応資金
農林漁業セーフティネット資金(特例措置適用)
農業/漁業近代化資金(特例措置適用) などです。

※ 対象が不明な場合は、瀬戸内市役所産業振興課までお問合せください。

Q. 融資を受けたことを証する書類とは？

A. 金銭消費貸借契約書、特約書等で、新型コロナウイルス感染症に対応した制度融資であることがわかる書類です。

※ 書類が不明な場合は、融資を受けた金融機関まで問い合わせてください。

Q. 給付はいつ頃になるか？

A. 申請後、2～3週間程度で給付することを想定しています。

お問合せ先

瀬戸内市役所 産業振興課

☎ 0869-22-1284

瀬戸内市・瀬戸内市商工会共同

『小規模企業者・中小企業者向け経営相談窓口』

☎ 0869-24-7112